

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第23号

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年大和市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「退職手当支給制限処分書（第1号様式）」を「退職手当支給制限処分書(1)」に改め、同条第2項中「退職手当支給制限処分書（第2号様式）」を「退職手当支給制限処分書(2)」に改める。

第9条第1項中「退職手当支払差止処分書（第3号様式）」を「退職手当支払差止処分書(1)」に改め、同条第2項中「退職手当支払差止処分書（第4号様式）」を「退職手当支払差止処分書(2)」に改め、同条第3項中「退職手当支払差止処分書（第5号様式）」を「退職手当支払差止処分書(3)」に改め、同条第4項中「退職手当支払差止処分書（第6号様式）」を「退職手当支払差止処分書(4)」に改める。

第10条第1項中「退職手当返納命令書（第7号様式）」を「退職手当返納命令書(1)」に改め、同条第2項中「退職手当返納命令書（第8号様式）」を「退職手当返納命令書(2)」に改める。

第11条中「（第9号様式）」を削る。

第12条第1項中「退職手当相当額納付命令書（第10号様式）」を「退職手当相当額納付命令書(1)」に改め、同条第2項中「退職手当相当額納付命令書（第11号様式）」を「退職手当相当額納付命令書(2)」に改める。

第13条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（様式）

第13条 この規則の規定により使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

別表 イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第4号区分の項第8号中「以後」の次に「平成28年3月以前」を加え、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 平成28年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

別表 イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第5号区分の項第8号中「以後」の次に「平成28年3月以前」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	退職手当支給制限処分書(1)	第8条
第2号様式	退職手当支給制限処分書(2)	第8条
第3号様式	退職手当支払差止処分書(1)	第9条
第4号様式	退職手当支払差止処分書(2)	第9条
第5号様式	退職手当支払差止処分書(3)	第9条
第6号様式	退職手当支払差止処分書(4)	第9条
第7号様式	退職手当返納命令書(1)	第10条
第8号様式	退職手当返納命令書(2)	第10条
第9号様式	退職手当条例第18条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書	第11条
第10号様式	退職手当相当額納付命令書(1)	第12条
第11号様式	退職手当相当額納付命令書(2)	第12条

第1号様式から第11号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。